

くらしの

情報

Calendar 2021 8

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

☎ 問い合わせ先 ☎

- 鞍手町役場…42局 2111 番
(FAX…42局 5693 番)
- 中央公民館…42局 7200 番
● 教育課…42局 7200 番
- 歴史民俗博物館…42局 3200 番
- 総合福祉センター…42局 8811 番
- 社会福祉協議会…42局 7800 番
- 地域包括支援センター…43局 3019 番
● 上下水道課…42局 0408 番
● 中央浄水場…42局 0417 番
● くらて病院…42局 1231 番
● 鞍寿の里…42局 1233 番
● 鞍手駅…42局 0980 番
- 火災の発生状況…32局 3211 番
- 防災無線内容確認…43局 1550 番

税等



個人事業を
営んでいる皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、個人事業税第1期分の納期限が変更になっています。また、第2期分の納期限は、従来通りです。個人事業税の納税は、便利で安全な「口座振替」をご利用ください。なお、口座振替開始は、申出日の翌々月からです。

● **納付期限** ▽第1期分
 9月30日(木) ▽第2期分 11月30日(火)

※口座振替の申込方法等、詳しくはお問い合わせください。

● **問い合わせ** 福岡県飯塚・直方県税事務所 業務係 ☎(0948) 21局 4903番まで

今月の納税・納付

- **町県民税**―第2期分
- **国民健康保険税**―第3期分
- **後期高齢者医療保険料**―第2期分
 納期限は8月25日(水)です。納期限を過ぎると督促状を送付します。督促手数料は1通につき100円です。
- **問い合わせ** ▽税 役場税務住民課 納税係 ▽保険料 役場保険健康課 公費医療係まで

納税・納付は 確実な口座振替で

個人が納める町税や保

相談



ひとりでは悩まないで…
あなたの悩みを
いっしょに考えます

- **8月の子ども支援オフィス**による巡回相談を、次のとおり行います。
- **とき** 8月18日(水)
- **受付方法(予約制)** 電話または窓口にて予約
- **相談時間** ▽① 午後1時から2時30分まで
 ▽② 午後2時30分から4時まで
- **ところ** 役場
- **問い合わせ** 役場福祉人権課福祉係まで

今月の補聴器相談日

8月の補聴器相談を次のとおり行います。

社会福祉協議会の 無料法律相談

野中・西村法律事務所
の弁護士による無料法律
相談が行われます。受付
は7人までです。

- **役場での相談** ▽とき
 8月6日(金) 午後1時から2時まで(九州補聴器センター) ▽
 とき 8月12日(木)
 午前11時から正午まで
 (九州リオン) ▽とき 8月25日(水) 午後1時から2時まで(小倉補聴器)
- **※役場での相談は、受付順の番号札を配布します。**
- **くらて病院での相談**
 ▽とき 8月5日(木)
 午後2時から4時30分
 まで(九州リオン) ▽
 とき 8月24日(火)
 午後2時から4時まで
 (九州補聴器センター)
 ▽とき 8月26日(木)
 午後2時から5時まで
 (あそ補聴器)
- **問い合わせ** 役場福祉人権課福祉係または
- **一人で悩む前…
心配ごと相談へ**
 直方法務局の職員、人権擁護委員、行政相談員の皆さんが、あなたの悩みに答えてくれます。
- **問い合わせ** 社会福祉協議会まで
- **ところ** 総合福祉センター

定住促進奨励金の 交付申請は 8月2日から 受付開始します



2年目以降の場合は電子申請できます

町では、平成24年1月2日から令和9年1月1日までの間に町内に住宅を取得して定住する人を対象に、定住促進奨励金を10年間交付する事業を行っています。今年度の申請期間は次のとおりです。対象となる場合は忘れずに申請してください。

なお、交付には要件があります。詳しくはお問い合わせください。

- 申請方法 窓口申請または電子申請（初めて申請する人は、電子申請することができません）
- 申請期間 8月2日（月）から11月1日（月）まで（土・日・祝日は除く）。時間は午前8時30分から午後5時15分まで。ただし木曜日は午後7時まで（電子申請の場合は、期間内であれば、いつでも申請可能です）
- 申請書類 ①交付申請書②交付申請チェックリスト③登記事項証明書④住宅の間取り図⑤振込口座が確認できる書類（2年目以降の申請書類は①のみ）。このほかにも書類の提出が必要な場合があります。
- 申請書類の配布 申請書類①②は、役場地域振興課で配布するほか、町のホームページからダウンロードすることもできます。③④⑤は申請者が準備してください
- 電子申請 申請期間内に、右記のQRコード、または町のホームページから電子申請することができます
- 問い合わせ 役場地域振興課都市交通係まで



ひとり親家庭のお悩み 役場出張相談会で ご相談ください

福岡県ひとり親サポーター強化週間
福岡法務局と福岡県人権擁護委員連合会では、次のとおり「子どもの人権110番」強化週間中は、平日の相談時間を延

- とき 8月26日（木）
- ▽受付 午後0時45分から
- ▽相談 午後1時から3時まで
- ところ 総合福祉センター
- 問い合わせ 社会福祉協議会まで
- ※無料法律相談及び心配ごと相談の会場では、弁護士等のマスク着用、アルコール消毒液の設置を実施しています。ご来場の際は、マスク着用等での感染予防をお願いします。

長し、土・日曜日にも子どもに関する人権問題についての相談を法務局職員や人権擁護委員が電話で受け付けます。相談は無料です。秘密は厳守されますので、ご相談ください。

- とき 8月27日（金）から9月2日（木）までの午前8時30分から午後7時まで（8月28日（土）及び8月29日（日）は午前10時から午後5時まで）。
- 強化週間以外は、平日午前8時30分から午後5時15分まで。
- 電話相談 ☎（0120）007局110番まで
- 問い合わせ 福岡法務局

子どもの人権110番強化週間
福岡法務局と福岡県人権擁護委員連合会では、次のとおり「子どもの人権110番」強化週間中は、平日の相談時間を延

身体障がい者の巡回相談について
身体障害者手帳を持つ人を対象に次のとおり巡回相談を行います。なお、相談には予約が必要です。

- とき 8月27日（金）から9月2日（木）までの午前8時30分から午後7時まで（8月28日（土）及び8月29日（日）は午前10時から午後5時まで）。
- 強化週間以外は、平日午前8時30分から午後5時15分まで。
- 電話相談 ☎（0120）007局110番まで
- 問い合わせ 福岡法務局

- 対象者 県内にある空き家所有者（県外居住者でも可）または持ち家（空き家予備軍）の所有者
- 申込方法 ▽電話 ☎（0120）222局1144番まで
- 相談時間 30分程度
- 相談内容 空き家の活用や相続、税金、売買等に関すること
- 参加方法 事前予約制
- とき 9月7日（火）午前11時から午後4時まで
- ところ 直方市中央公民館3階第3学習室（直方市津田町7番20号）
- 相談料 無料
- 相談時間 30分程度
- 相談内容 空き家の活用や相続、税金、売買等に関すること

空き家を有効活用しませんか
福岡県空き家活用サポーターセンターでは、空き家に関する相談を次のとおり開催します。専門の相談員が相談を受けます。

主任介護支援専門員の会計年度任用職員を募集しています
地域包括支援センターでは、令和3年度会計年度任用職員を募集しています。

- 申込締切 8月16日（月）
- 問い合わせ 役場福祉人権課福祉係まで
- とき 9月6日（月）受付時間は▽午前の部 午前9時30分から11時30分まで▽午後の部 午後0時30分から2時30分まで（予約人数により午前の部のみになる場合があります）
- ところ 町中央公民館
- 相談内容 義肢装具の作成

- 募集期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日までのうち必要な期間
- 募集職種 主任介護支援専門員
- 申請方法 「鞍手町会計年度任用職員登録書」に写真を貼って必要事項を記入し、役場総務課人事法制係まで提出してください。提出は郵送でも可能です。
- 勤務場所 鞍手町地域包括支援センター
- 問い合わせ 地域包括支援センター ☎43局3019番まで
- 問い合わせ 福岡県空き家活用サポーターセンター ☎（092）726局6210番▽FAX ☎（092）715局5230番
- 問い合わせ 福岡県空き家活用サポーターセンター ☎（092）726局6210番まで



ありがとうの気持ちを返礼品にします
ふるさと納税の返礼品提供者を募集集中

町では、インターネットサイトを活用して日本中の人を対象にふるさと納税として寄附を募集しています。寄附をしていただいた町外の人に町の特産品や加工品を返礼品として送付しています。返礼品は町内で生産、製造、加工されているものが中心になります。提供事業者に企業・個人は問いません。返礼品への登録をきっかけに話題となり、人気商品となるかもしれません。詳しくは、お問い合わせください。お問い合わせ 役場政策推進課政策係まで

令和3年度福岡県職員採用試験を行います



福岡県では、次のとおり令和3年度福岡県職員採用試験を行います。
●試験の種類 短大卒業程度(Ⅱ類) 試験及び高校卒業程度(Ⅲ類)

試験 試験日 9月26日(日) 受付期間 8月10日(火)から8月20日(金)

※インターネットでの受付は8月17日(火)まで。 申込方法 インターネット、郵送(当日消印有効)、持参

●申し込み・問い合わせ 福岡県人事委員会事務局 (福岡市博多区東公園7番7号) ☎(092) 643局3956番まで



総合福祉センターふれあい棟の休館日

総合福祉センターの勤労者ふれあい棟(体育館)の8月の休館日は、次のとおりです。なお、15日(日)は総合福祉センター全館が休館日となります。 休館日 2日(月)、9日(月)、15日(日)、16日(月)、23日(月)、30日(月)です。

●問い合わせ 社会福祉協議会まで

ごみの不法投棄、ポイ捨ては犯罪です 不法投棄とは、廃棄物を

適正に処理せず道路や空き地等に捨てる行為です。

町では、人目につきにくい場所や荒地などに不法投棄が発生しており、啓発看板の設置や警察と連携してパトロールを行うなど不法投棄の防止に努めています。

●問い合わせ 役場農政環境課生活環境係まで

ルールを守ろう!! 野焼きは法律で禁止されています

「野焼き」とは、家庭ごみやせん定した枝などを屋外で焼却することです。野焼きは、「廃棄物の不適正な処理の防止」周辺地域の生活環境に与える影響」から原則禁止され、罰則の対象となっています。近隣に住む人へ迷惑をかけるためにも野焼きはやめましょう。

●問い合わせ 役場農政環境課生活環境係まで

農地パトロール(農地の利用状況調査)を実施します

農業委員会では8月から10月にかけて、農地法第30条に基づく農地パトロールを行います。この調査は、①農地の耕作状

況の確認②遊休農地の実態把握と発生防止・解消③違反転用の発生防止・早期発見を目的として、年1回実施しています。

調査にあたり、地域の農業委員や事務局員が農地に立ち入る場合がありますが、農地の利用適正化に向けた活動にご理解ご協力をお願いします。

●遊休農地とは 現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

●問い合わせ 農業委員会事務局まで(役場内)

木造戸建て住宅の耐震化を支援します

地震による木造戸建て住宅の倒壊を防ぐため、県では次のとおり令和3年度に行う耐震改修工事等にかかる費用の一部を補助します。

●交付要件 靱手町内で昭和56年5月31日以前に建築または着工された靱手町内に建つ2階建て以下の一戸建ての住宅であること

※要件はこのほかにもあります。

●申し込み・問い合わせ 役場建設課建築係まで

危険なブロック塀等の撤去費用を補助します

倒壊の危険性が高いブロック塀等の撤去を行う人に対し、撤去にかかる費用の一部を補助します。

●対象要件 町内の道路に面する高さが1メートル以上のブロック塀を撤去する工事 ※要件はこのほかにもあります。

●問い合わせ 役場建設課建築係まで

求む。平和を愛する人 自衛官採用案内

自衛隊飯塚地域事務所は、次のとおり自衛官等採用試験を行います。

●第2回一般曹候補生及び第3回自衛官候補生 ▽受付締切 9月6日(月) ▽試験期日 9月18日(土)

●航空学生 ▽受付締切 9月9日(木) ▽試験期日 9月20日(月・祝) ※受験資格、試験内容、会場等、詳細はお問い合わせください。

●自衛官等募集説明会案内 ▽とき 8月22日(日) 午前10時から午後3時まで ▽ところ 直方市中央公民館(直方市津田町7番20号)

※新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い中止になる場合があります。また、ご都合に合わせて個別説明、出張説明も可能です。お気軽にご連絡ください。

●問い合わせ 自衛隊飯塚地域事務所 ☎(0948) 22局4847番まで

お父さんお母さん 忘れないでね 現況届の提出を

児童扶養手当と特別児童扶養手当の現況届を提出する時期になりました。現況届の必要な人は役場から通知します。

●現況届受付期間 ▽児童扶養手当 8月2日(月)から31日(火)まで ▽特別児童扶養手当 8月12日(木)から9月13日(月)まで

●届出・問い合わせ 役場福祉人権課児童人権係まで ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、受

役場に行く手間が省けます 住民票などの各種証明書が コンビニで取得できます

申請書の記入不要、いつでも取得できる

マイナンバーカード（個人番号カード）を使って、コンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で、住民票の写しや所得課税証明書等が取得できるようになりました。申請書を記入することなく、役場閉庁時間にも一部証明書を取ることができる便利なサービスですので、ぜひご利用ください。

●利用できる人

証明書	請求範囲	利用条件	利用可能時間	手数料
住民票の写し	本人または同一世帯の人	町に住民登録がある		300円
印鑑登録証明書		町に印鑑登録をしている	午前6時30分から 午後11時	
所得課税証明書	本人のみ	1月1日時点と現在も住民登録がある		450円
戸籍附票の写し	本人または同一戸籍の人	本籍地が鞍手町にある	平日の午前8時30分から 午後5時15分	
戸籍全部（個人）事項証明書				

※証明の発行には、利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードが必要です。

※転出の手続きをした場合は発行することができません。

※マイナンバーカードの暗証番号は、3回連続で間違えるとロックがかかります。

●証明書についての注意事項

証明書	注意事項
住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> 発行できるのは、同じ世帯の人の住民票の写し（全員分もしくは一部）です。 住民票コードやマイナンバーを記載することはできません。記載希望の場合は、窓口にお越しください。 住所変更や戸籍の届けがなされた場合は、すぐに届出内容は反映されません。
印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> 発行できるのは、本人のものに限ります。転出予定の人の分は発行できません。
所得課税証明書	<ul style="list-style-type: none"> 発行できるのは、現年度分のみです。 発行できるのは、本人のものに限ります。転出予定の人は発行できません。 非課税証明書や納税証明書等、税に関するほかの証明書は、発行を行っていません。
戸籍附票の写し	<ul style="list-style-type: none"> 発行できるのは、申請者の最新の戸籍附票です。除籍された戸籍附票は発行できません。
戸籍全部（個人）事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> 発行できるのは、申請者の最新の戸籍です。除籍された戸籍は発行できません。

●問い合わせ ▶住民票、印鑑証明登録書、戸籍に関すること＝役場税務住民課住民係まで▶所得・課税証明書に関すること＝役場税務住民課収納係まで

付の期日を指定します。送付されたお知らせをご確認ください。

第11回特別弔慰金の請求について

町では、第11回特別弔慰金の請求手続きを受け付けています。戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける人がいない場合に、要件を満たす最優先順位のご遺族のうち1人に特別弔慰金を支給します。請求期間内での手

続をお願いします。

- 支給内容 年間5万円を5年間支給
- 請求期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日
- 手続き・問い合わせ 役場福祉人権課福祉係まで

あなたの所有する空家や空地、空家バンクに登録しませんか

「空家バンク」とは、空家や空地を売りたい・貸したい所有者と、空き家や空地を買いたい・借りたい利用者をつなぐシス

テムです。

町では、空家や空地の有効活用を通して、定住促進による人口の増加と地域活性化を図るため、空家バンクの事業に取り組みんでいます。

登録された空家や空地は町ホームページに掲載し、広く利用希望者を募集します。登録は無料です。

●登録の条件 ①町内の物件や土地②空家の場合住むことが可能③境界未定地など契約が困難な状態ではない等

※申請時に県宅地建物取引業協会の専門家と個

別に審査します。

●問い合わせ 役場政策推進課政策係まで

祝日の移動に伴う役場の開閉庁日の変更にご注意ください

今年、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に合わせて、「山の日」「スポーツの日」が移動しています。また、これに伴い、役場の開閉庁日が、次のとおり変更になります。

●開庁日 8月11日（水）、10月11日（月）

※開庁時間は、午前8時

30分から午後5時15分まで。

●閉庁日 8月9日（月）

※8月9日は、山の日振替休日。

●問い合わせ 役場総務課人事法制係まで

くらし元気まつりを中止します

令和3年10月に開催を予定しておりました「くらし元気まつり」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止します。

●問い合わせ 役場地域振興課商工振興係まで

広報くらてに広告

を掲載しませんか。

募集
します!!

- 掲載料（1か月あたり）
 - ▶全一段（縦43mm×横187mm）…1万円
 - ▶半一段（縦43mm×横91mm）…5千円
- 申し込み期限 発行日（毎月1日）の40日前まで
- 掲載の可否 事前審査により決定
- 申し込み・問い合わせ 役場政策推進課政策係まで

ひとり親家庭等の就業を支援します

福岡県ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは次のとおり、ひとり親家庭のお母さんやお父さん、または、かつて母子家庭だった寡婦の人を対象に講習会を行います。

介護福祉実務者研修 (有資格者対象) 通信制講習会

- とき 8月30日(月)から11月26日(金)までの間の10日間
- ところ 株式会社西日本医療福祉総合センター
- 定員 8人
- 受講料 無料
- 申込締切 8月16日(月)
- 託児 あり。事前予約制、託児対象年齢は1歳から

就学前までレクリエーション介護士2級シナプソロジー普及員養成講習会

- とき 9月12日(日)から10月31日(日)までの間の4日間。時間は午前9時から午後5時まで
- ところ 飯塚市立岩交流センター
- 定員 8人
- 受講料 無料
- 申込締切 8月30日(月)
- 託児 あり。事前予約制、託児対象年齢は1歳から就学前まで

も書類選考、開講人数に満たない場合は中止。教材費等は自己負担

介護について学んでみませんか?

福岡県では次のとおり、「福岡県介護に関する入門的研修」を開催します。

- A日程 ▽とき 8月21日(土)、28日(土)、9月4日(土)、11日(土)、18日(土) ▽ところ 飯塚市穂波交流センター(飯塚市秋松408)
- B日程 ▽とき 令和4年1月13日(木)、19日(水)、20日(木)、25日(火)、27日(木) ▽ところ 田川青少年文化ホール(田川市平松町3-36)

お盆はごみとし尿の収集日が変わります



お盆の期間は、ごみとし尿の収集日が次のとおり変更になります。

- 固形燃料用(燃える)ごみ ▷月曜・木曜の収集地区=変更ありません▷火曜・金曜の収集地区=13日(金)は収集を休みます
- びん缶類・ペットボトル 全地区変更ありません
- 粗大ごみ・燃えないごみ 第2土曜日の収集地区は14日(土)の収集を28日(土)に変更します。
- し尿 ▷剣・古月地区=12日(木)から15日(日)まではくみ取りを休みます(タケマツ環境☎42局4911番)▷西川地区=12日(木)から15日(日)まではくみ取りを休みます(深草環境サービス☎42局0717番)
- 問い合わせ 役場農政環境課生活環境係まで

新たな農業委員が決まりました

任期満了に伴い、新たな農業委員13名を任命しました。任期は令和3年7月20日から令和6年7月19日までの3年間で、委員は農地法に基づく許認可業務や農地利用の最適化の推進に取り組みます。農地の売買や貸借、転用など分からないことがありましたら、お気軽に地元農業委員にご相談ください。



新たな農業委員(敬称略)

- 会長 小長光隆(中山本村)
- 副会長 幸田剛(小牧) 白石信幸(上木月)
- 委員 栗田美和(中山本村/学識経験者) 栗田英洋(立林) 花田貴志(新延本村) 島仲繁雄(室木) 田中勉(山ヶ崎) 筒井浩一(古門) 香月宏一(木月) 遠藤幸男(神崎) 深草雄介(長谷) 浦部篤(新北)
- 問い合わせ 農業委員会事務局(役場農政環境課)まで

高齢者見守り ネットワークにご協力ください

町では、緊急時や災害時などの支援を充実させるため、ひとり暮らしの高齢者等の世帯を民生委員が訪問し、世帯の状況などを聞き取り調査します。民生委員は身分証を携帯しており、登録手数料

- 内容 介護に関する基本的な知識
- 参加費 無料
- 対象者 介護未経験者
- 問い合わせ 福岡県社会福祉協議会人材センター☎(092)584局3310番まで

や金品の請求をすることは一切ありません。また、聞き取りした内容は、見守りネットワーク活動、緊急時・災害時救護活動以外に使用することはありません。高齢者のみなさんが安心して暮らせることを目的としていますので、ご協力をお願いします。

- 対象者 ①65歳以上のひとり暮らしの高齢者 ②その他高齢者のみの世帯③民生委員が対象者として該当すると判断した世帯
- 訪問期間 8月から11月末まで
- 調査内容 現在の世帯

状況や緊急連絡先 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで

STOP!! ハイトスピーチ

ヘイトスピーチ解消のための法律(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)が平成28年に施行され、本年6月で5年が経過していますが、いまだに特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動が続いています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を

新型コロナウイルスワクチン接種班からのお知らせ

職域接種等によりクーポン券が必要な人へ

現在、新型コロナウイルスワクチン接種に必要なクーポン券（接種券）を、40歳以上の人に送付をしています。39歳以下の人へのクーポン券の送付は、今後のワクチンの供給状況に応じて、順次送付します。

また、39歳以下の人で、職場や学校等での職域接種等でクーポン券が必要な場合は、申請によりクーポン券を送付することができます。

- **対象者** 39歳以下で職場や学校等で職域接種を受ける人
 - **申請方法** 新型コロナウイルスワクチン接種班に電話または窓口受付
- ※窓口受付の場合は、本人確認ができる書類（運転免許証やマイナンバーカード）を持参してください。

今後の集団接種について

ワクチン接種の予約をする場合は、ぜひ集団接種会場をご検討ください。

● 今後の集団接種の予定

集団接種枠	第1回目接種日	第2回目接種日
第5回目接種枠	令和3年8月7日（土）	令和3年8月28日（土）
第6回目接種枠	令和3年9月5日（日）	令和3年9月26日（日）

- ※予約可能数は、両枠とも700名程度です。
- ※第6回接種枠以降の集団接種については、10月中旬以降となる見込みです。
- ※第1回目接種日が8月7日の場合、第2回接種日は必ず8月28日になります。

くらすて病院のワクチン個別接種の日程変更について

8月3日（火）以降のくらすて病院のワクチン接種は、当分の間、毎週火曜日と木曜日（祝日の場合は除く）となります。時間は、午後1時30分から4時までです。

ワクチン接種のキャンセルに対応できる人を募集

ワクチン接種予定者には体調不良等によりやむを得ず急なキャンセルになる場合があります。貴重なワクチンを有効活用するため、39歳以下の人を対象に「当日キャンセル待ち」で協力をいただける人を募集します。

- **対象者** 16歳から39歳以下で町から当日の電話に対応し、30分以内に町内の接種会場に行ける人
- **申込方法** インターネット
- **申込期間** 8月10日（火）より受付開始
- **注意事項** ①接種会場、接種日時の指定はできません②連絡がつかない場合は、次の登録者へ順次連絡します③この登録は、急なキャンセルに対応するもので接種を保証するものではありません④町から接種予約の対象年齢の案内があった場合は、改めて接種の予約をしてください

※申込者には、クーポン券（接種券）を送付します。

問い合わせ

役場保健健康課新型コロナウイルスワクチン接種班
☎42局2222番まで

生じさせることになりかねません。一人ひとりの人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。

法務省の人権擁護機関では、皆さんに「ヘイトスピーチ、許さない」という思いを持っていただくことが、こうした言動をなくすために大変大切なことだと考えています。ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題でお悩みの場合は、ご相談ください。

- **みなさんの人権110番**
☎（0570）003局110番まで
- **福岡県若年性認知症サポートセンターのご案内**
福岡県では、若年性認知症の人やその家族を対象に、医療・福祉・就労などに關して、電話または面談（要予約）による無料相談を実施しています。お気軽にご相談ください。相談内容の秘密は厳守します。
- **とき** 火曜日から土曜日の午前10時から午後4時
- **ところ** 高齢者自立支援センター内（行橋市金屋649番地1）

福岡県では、若年性認知症の人やその家族が抱える認知症に關する介護の悩みごとに対して、電話または面談による無料相談窓口を開設しています。相談内容の秘密は守られます。お気軽にご利用ください。（電話の場合、通常の通話料金がかかります。）

- **問い合わせ** 福岡県認知症介護相談窓口 ☎（092）574局0190番まで
- **とき** 水曜日及び土曜日の午前11時から午後4時まで（面談は要予約）
- **ところ** クローバーラザ（春日市原町3丁目1番地7）

令和3年社会生活基本調査実施のお知らせ
総務省及び福岡県では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。この調査は、国民の生活時間の配分や自由時間における主な活動について調査し、仕事や火事に費やされる時間、地域活動との関わりなど国民の社会生活の実態を明らかにすることに、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施します。

- **問い合わせ** 福岡県調査統計課 ☎（092）643局3191番まで
- **給水装置の指定工事事業者を追加（新規）しました**
水道管の新設や増設など給水装置の工事を行う業者に、申請のあった次の1社を追加指定しました。水道工事は町が指定した工事事業者しかできません。
- **株式会社環境クリーン（新規）** ▽住所 北九州 市若松区大字蛸住1311番地 ▽電話 ☎（093）742局6300番

75歳になる前に 後期高齢者医療に 加入できます

一定の障がいがある65歳以上74歳以下の人は、申請すると後期高齢者医療制度に加入できます。

後期高齢者医療制度の被保険者になるかならないかにより、加入する医療保険、保険料、一部負担割合などが異なります。

● 問い合わせ 役場保険健康課公費医療係まで

国民健康保険に 加入している皆さん 交通事故などで けがをしたときは 必ず届出を

国民健康保険の加入者で交通事故やけんかなど第三者行為によってけが

町内の 交通事故 発生状況



【6月中】		【累計】	
件数	8件(+ 3)	件数	39件(+ 8)
死者	0人(± 0)	死者	0人(± 0)
傷者	10人(+ 5)	傷者	50人(+13)

(カッコ内は前年比)

巡回 交通事故 相談

- とき 9月8日(水)
午前10時から午後4時まで(受付は午後3時まで)
- ところ 中間市役所別館
- 問い合わせ 福岡県交通事故相談所
☎(092)643局3168番まで

重度障がい者医療 についてのお知らせ

重度障がい者医療は、対象者の医療費の一部を助成する制度です。

現在使用している重度障がい者医療証の有効期間は9月30日(木)までとなっております。

毎年8月に更新の案内

● 問い合わせ 役場保険健康課国保年金係まで

をした場合は、すぐに警察に届け出てください。その後、国民健康保険を使って診療を受ける場合、必ず役場へ届け出てください。届出がないまま診療を受けようとした場合、「国保が使えません」と言われることがありますので、ご注意ください。

のおがた警察署だより

直方警察署管内での犯罪発生状況

【6月中】		【累計】	
刑法犯総数	39件(-21)	刑法犯総数	263件(-75)
車上ねらい	3件(- 1)	車上ねらい	10件(- 1)
部品ねらい	1件(± 0)	部品ねらい	6件(+ 1)
住居対象侵入窃盗	2件(- 1)	住居対象侵入窃盗	48件(+28)

(カッコ内は前年比)

● 問い合わせ 役場保険健康課公費医療係まで

を郵送していましたが、昨年度から更新の手続きを省略し、引き続き資格のある人には、9月中旬に新しい重度障がい者医療証を郵送します。

また、次の要件に該当する人で、現在、重度障がい者医療証をお持ちでない人はいつでも申請することが出来ます。

● 対象者 町内に住所があり、健康保険に加入している人で、身体障害者手帳1級あるいは2級、療育手帳A又は、精神障害者保健福祉手帳1級を所有している人(65歳以上の人は、後期高齢者医療保険に加入する必要があります)なお、所得制限があります。

ひとり親家庭等医療は、母子家庭の母と子ども、父子家庭の父と子ども、父母のいない子どもの医療費を助成する制度です。次の対象要件に該当し、手続きの案内が届いていない人はお問い合わせください。

なお、現在使用しているひとり親家庭等医療証の有効期限は9月30日(木)までとなっております。引き続き使用するためには更新手続きが必要です。すでにひとり親家庭等医療証を持っている人には、更新手続きの案内を郵送します。



- とき 8月2日(月)から31日(火)まで(土・日・祝日は除く)。時間は午前8時30分から午後5時15分まで。ただし木曜日は午後7時まで
- ところ 役場保険健康課公費医療係窓口
- 必要なもの 案内の通

休日の夜間の体調不良は 急患センターへ

診療日	診療科目
土曜・日曜・祝日 午後6時から11時まで	小児科 内科
第2、第4日曜 午前9時から午後6時まで	小児科

● 問い合わせ 直鞍急患センター
☎28局2840番まで

休日 在宅医



診療時間は、午前9時から午後5時までです。休日在宅医は、変更になることもありますので、事前に電話でご確認ください。

直方鞍手医師会ホームページよりご確認ください。

http://chokuan-medical.jp



「業務改善助成金」のご案内

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を20円引き上げた中小企業事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成します。

● 対象事業場 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模100人以下の事業場

● 助成金額

引き上げる時間給	20円	30円	60円	90円
従業員数1人	20万円	30万円	60万円	90万円
従業員数2から3人	30万円	50万円	90万円	150万円
従業員数4から6人	50万円	70万円	150万円	270万円
従業員数7人以上	70万円	100万円	230万円	450万円

● 問い合わせ 福岡労働局労働基準部賃金室
☎(092)411局4578番まで

知書をご確認ください。

● 対象要件 町内に住所があり健康保険に加入している人で、次のいずれかに該当する人。

① 生まれてから18歳の誕生日を含む年度末までの間にある子どもを、

現に扶養している母子家庭の母と父子家庭の父② 小学校就学後から18歳の誕生日を含む年度末までの間にある母子家庭の子と父子家庭の子、父母のいない子。なお所得制限があります。

